

**千歳市災害時要援護者避難支援プラン  
(全体計画)素案  
パブリックコメント(市民意見公募)閲覧用資料**

意見募集期間	平成22年5月11日(火)~平成22年6月10日(木) 郵便の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方
意見の提出方法	「意見書」用紙に住所・氏名(法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先)・電話番号・ご意見等を漏れなく記載してください。 郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによります。 記載事項漏れや電話・口頭でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市保健福祉部福祉課総務係 電話 0123-24-3131(内線402) FAX 0123-22-8851 E-mail <a href="mailto:fukushi@city.chitose.hokkaido.jp">fukushi@city.chitose.hokkaido.jp</a>



# 「千歳市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）素案」概要版

詳細は、「千歳市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）素案」を参照ください。

## 【千歳市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）素案の趣旨】

国は、平成16年7月の梅雨前線による豪雨や台風等による高齢者等の避難状況を踏まえ、災害時要援護者の避難支援体制の整備に向けた取組を進める場合の指針・参考資料となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を平成18年3月に策定するとともに、平成19年12月には、平成21年度までを目途として「災害時要援護者避難支援プラン」を策定するよう自治体に通知しました。

このことから、災害発生時に支援を必要とする方自らの対応や地域の皆様の支援を基本とした情報伝達体制や避難支援体制などの整備を図るために、「千歳市災害時要援護者避難支援プラン（素案）」を策定します。

## 災害時要援護者名簿の活用等【プラン（素案）参照ページ：2頁】

### 1 災害時要援護者の定義【2頁】

災害時要援護者の対象範囲は、次の表のとおりです。

援護区分	対象者	対象範囲
要援護者	高齢者	75歳以上の高齢者のみで暮らしている者 75歳以上の高齢者と15歳未満の者のみで暮らしている者
	重度障がい者	身体障がい者 ・肢体不自由者（手帳1～2級） ・内部障がい者（手帳1～3級） ・視覚障がい者（手帳1～2級） ・聴覚障がい者（手帳1～2級） 知的障がい者（手帳A判定） 精神障がい者（手帳1～2級）
	要介護認定者	要介護1以上の者
要支援者	妊婦	
	乳幼児	3歳以下の者
その他	外国人	収容避難所に避難して来た者
	観光客	収容避難所に避難して来た者

### 2 災害時要援護者名簿の作成及び活用【2頁】

市は、市内の災害時要援護者の全体像を把握するため年2回（5月、11月）災害時要援護者名簿を作成し、災害時の収容避難所における安否確認等のために活用します。

## 避難支援体制の整備【プラン（素案）参照ページ：3～4頁】

### 1 災害時要援護者対策チームの設置【3頁】

市は、災害状況に応じ、災害対策本部保健福祉対策部内に『災害時要援護者対策チーム』（以下「対策チーム」という。）を設置し、災害時要援護者の援護活動を統括し、災害対策本部の各対策部から、災害時要援護者に関する最新の情報を収集します。

### 2 関係行政機関及び医療機関との連携【3頁】

人工呼吸器、酸素供給装置等の器具を使用している在宅難病患者等の個人情報、保健所等の関係行政機関が保有しているため、災害時における個人情報の提供及び安否確認の実施について、連携を図る必要があります。

### 3 ボランティア体制との連携【3頁】

ボランティア団体を統轄する社会福祉協議会と連携し、災害発生後、災害時要援護者の短期的、さらには中・長期的な避難所生活に対応する各種ボランティアの必要量を推計し、身体介護（食事介助、排泄介助、入浴介助、外出介助など）等の各種ボランティアの育成を図ります。

### 4 平常時からの緊密な連携【4頁】

災害発生時は、関係機関等による積極的な情報の共有を図り、効果的な支援活動を実施することが重要になりますので、福祉関係団体や福祉事業者などとのネットワークの構築を図ります。

## 情報伝達等【プラン（素案）参照ページ：4～5頁】

### 1 避難に関する情報【4頁】

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合、市は次のとおり避難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令します。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 （要援護者 避難情報）	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等へ避難行動を開始

避難指示	<p>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>堤防の隣接地等、地域特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</p> <p>人的被害の発生した状況</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</p> <p>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</p>
------	--	--

## 2 情報の伝達ルート【5 頁】

災害時における情報の伝達方法は、地域防災計画に定めるとおり、地域等の条件を考慮して伝達します。

## 3 防災情報の周知【5 頁】

市が作成し各世帯に配布している「防災ハンドブック」には、ハザードマップや非常品持ち出しリストなど重要な情報が掲載されているので、その活用を呼びかけます。

## 安否確認【プラン（素案）参照ページ：6～7 頁】

### 1 安否確認の方法【6 頁】

災害時要援護者の安否確認については、「災害時における安否確認等の実施フロー図」にて実施するとともに、避難所における安否確認体制を整備します。

### 2 収容避難所内における安否情報の対応【6 頁】

収容避難所内においては、避難所運営本部内に設置される避難管理班、情報班と連携を図り、災害時要援護者に係る問い合わせ等に対応します。

## 避難誘導及び収容避難所等における支援【プラン（素案）参照ページ：8～9 頁】

### 1 避難誘導の手段・経路等【8 頁】

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合、人的支援を必要とする災害時要援護者については、町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員など近隣住民の繋がりによる避難を促すことを基本とします。

### 2 収容避難所等における支援【8 頁】

収容避難所では、災害時要援護者の避難状況に応じ、スロープの段差解消などについて考慮するとともに、暖房機器等の増設など可能な範囲の環境整備を行います。また、収容避難所において、災害時要援護者の要望を把握するため、福祉関係団体等の協力を得るとともに、女性や乳幼児のニーズを把握するため女性を配置するなど災害時要援護者からの相談受付体制の整備について、検討します。

### 3 福祉避難所の設置【9頁】

#### (1) 社会福祉施設の活用

臨時的に介護を必要とする災害時要援護者の受入れが可能な社会福祉施設については、福祉避難所の開設などについて、協議・検討します。

#### (2) 福祉避難所の設置

社会福祉施設のみでは、介護等を必要とする災害時要援護者の受入れが困難な場合には、民間の宿泊施設を活用し、介護ヘルパー等のスタッフ、さらにはボランティアの派遣を要請して、福祉避難所としての開設を協議・検討します。

### 避難支援プラン（個別計画）作成の進め方【プラン（素案）参照ページ：9～10頁】

#### 1 作成の推進【9頁】

市は、福祉関係団体等の協力を得ながら、避難支援プラン（個別計画）（以下「個別計画」という。）の作成を推進します。

#### 2 個別計画の登録【9頁】

個別計画は、手上げ方式の検討を充分に行ったうえで、特に人的支援を必要とする災害時要援護者一人ひとりに関して作成することを基本とします。

#### 3 推進体制等【9頁～10頁】

個別計画の作成にあたっては「対策検討会議」や「地域福祉推進懇話会」などの意見を聴き、次のような具体的な検討を充分に行った後、推進するものとします。

< 個別計画を作成するために検討すべき事項 >

- ・ 手上げ方式の詳細な実施方法
- ・ 地域福祉関係団体の連携のあり方
- ・ 要援護者に紹介できる避難支援者の定め方
- ・ 避難支援プランに記載する避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等の定め方（災害時要援護者本人と避難支援者、関係機関・団体での話合いの方法など） など

< 以下省略 >

資料編として災害時要援護者の現状や災害時要援護者の支援に参考となる資料を掲載しています。【プラン（素案）参照ページ：13～29頁】

以上の「千歳市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）素案」  
の内容につきまして、皆さまのご意見をお寄せください。

---

**千歳市災害時要援護者避難支援プラン**  
**(全体計画) 素案**

---

平成 22 年

千歳市災害時要援護者支援対策検討会議

# 目 次

## 避難支援プラン策定の経緯

1 策定の経緯	1
2 策定の趣旨	1
3 位置付け	1

## 災害時要援護者名簿の活用等

1 災害時要援護者の定義	2
2 災害時要援護者名簿の作成及び活用	2

## 避難支援体制の整備

1 災害時要援護者対策チームの設置	3
2 関係行政機関及び医療機関との連携	3
3 ボランティア体制の連携	3
4 平常時からの緊密な連携	4

## 情報伝達等

1 避難に関する情報	4
2 情報の伝達ルート	5
3 防災情報の周知	5

## 安否確認

1 安否確認の方法	6
2 収容避難所における安否情報の対応	6

## 避難誘導及び収容避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等	8
2 収容避難所における支援	8
3 福祉避難所の設置	9

## 避難支援プラン（個別計画）作成の進め方

1 作成の推進	9
2 個別計画の登録	9
3 推進体制等	9
4 守秘義務の確保	10
5 個別計画の更新	10



6 個別計画の管理 .....	10
-----------------	----

## <資料編>

災害時要援護者の現状 .....	13
------------------	----

### 災害時要援護者による事前準備

1 災害をイメージする .....	13
2 住まいを安全にする .....	13
3 援助を依頼する .....	14
4 緊急連絡票等を作成する .....	14
5 非常用持出品や備蓄品を準備する .....	14

### 災害発生時において災害時要援護者が行う応急対策

1 地震発生時 .....	14
2 火災発生時 .....	14

### 災害時要援護者が行う避難準備及び避難活動（援護事由別）

1 高齢者 .....	16
2 要介護者、身体的な機能が低下した高齢者（寝たきり高齢者など）..	16
3 視覚障がい者 .....	17
4 聴覚障がい者・言語障がい者 .....	18
5 肢体不自由者 .....	18
6 内部障がい者 .....	20
7 知的障がい者 .....	21
8 精神障がい者 .....	22
9 妊産婦 .....	22
10 乳幼児 .....	22

### 避難支援者等による事前準備及び応急対応

1 事前準備及び注意事項 .....	23
2 応急対応 .....	23
3 人員の確保 .....	23

### 避難支援者等による援護事由別の避難支援方法

1 要介護者への対応 .....	24
2 視覚障がい者への対応 .....	24
3 聴覚障がい者・言語障がい者への対応 .....	24
4 内部障がい者への対応 .....	24

5	知的障がい者への対応	24
6	精神障がい者への対応	24
	避難支援プラン・個別計画記載例	25
	会議経過等	26

## 避難支援プラン策定の経緯

### 1 策定の経緯

内閣府は、平成16年7月の梅雨前線による豪雨や台風等による高齢者等の避難状況を踏まえ、災害時要援護者の避難行動支援計画・体制が具体化されていない課題として、防災関係部局と福祉関係部局等の連携が不十分であるなど、災害時要援護者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていないことなどが挙げられました。

このため、『災害時要援護者の避難対策に関する検討会』を設置し、国、都道府県、市町村をはじめとする関係機関等が、災害時要援護者の避難支援体制の整備に向けた取組を進める場合、その指針・参考資料となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を平成18年3月に策定しました。

一方、市では平成17年3月に策定した『千歳市地域福祉計画』において、基本目標1「ともに生きる、ともに暮らすまち」の実現を図るために、「自主防災組織の充実」を施策のひとつとして計画し、この中で災害時要援護者への対応も検討することとしています。

この施策を推進するために、平成19年3月、社会福祉協議会、町内会連合会、民生委員児童委員連絡協議会、市老人クラブ連合会と市の5者で構成する「千歳市地域福祉推進懇話会」(以下「地域福祉推進懇話会」という)を設置し検討・協議するとともに、市内部の関係部局で組織する「千歳市災害時要援護者支援対策検討会議」(以下「対策検討会議」という)を設置し、具体的な支援を行う災害時要援護者の範囲などについて定める「庁内用災害時要援護者支援マニュアル」を平成21年3月に作成しました。なお、災害時に収容避難所で安否確認のため使用する災害時要援護者名簿は、平成20年11月から年2回の更新を行っています。

### 2 策定の趣旨

千歳市災害時要援護者避難支援プラン(以下「避難支援プラン」という。)は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明確にし、災害時要援護者の自助・地域の共助を基本として、災害時要援護者の情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

### 3 位置付け

この避難支援プランは、千歳市地域防災計画の第3章第18節に定める「災害時要援護者の対応」に関連して、避難支援に関する事項を中心に具現化するものです。なお、この避難支援プランに変更または追加な

どが生じた際には、随時、見直しを行います。

## 災害時要援護者名簿の活用等

### 1 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時における一連の行動を実施する上で援護が必要な者としてします。このうち、自宅に居住する高齢者、重度障がい者及び要介護認定者を『要援護者』とするとともに、自力または常時付き添っている保護者の支援により避難行動は可能であるが、その行動に制約があり、避難に遅れが生じる妊婦及び乳幼児を『要支援者』としてします。

そのほか、日本語を理解できない外国人や観光客が収容避難所に避難してきた場合には、必要な支援を行うこととします（詳細な対象範囲は次のとおり）。

援護区分	対象者	対象範囲
要援護者	高齢者	75歳以上の高齢者のみで暮らしている者 75歳以上の高齢者と15歳未満の者のみで暮らしている者
	重度障がい者	身体障がい者 ・肢体不自由者（手帳1～2級） ・内部障がい者（手帳1～3級） ・視覚障がい者（手帳1～2級） ・聴覚障がい者（手帳1～2級） 知的障がい者（手帳A判定） 精神障がい者（手帳1～2級）
	要介護認定者	要介護1以上の者
要支援者	妊婦	
	乳幼児	3歳以下の者
その他	外国人	収容避難所に避難して来た者
	観光客	収容避難所に避難して来た者

### 2 災害時要援護者名簿の作成及び活用

市は、市内の災害時要援護者の全体像を把握するため年2回（5月、11月）災害時要援護者名簿を作成し、災害時の収容避難所における安否確認等のために活用します。

避難支援プランの個別計画は、「避難支援プラン（個別計画）作成の進め方」に記載

## 避難支援体制の整備

### 1 災害時要援護者対策チームの設置

市は、災害状況に応じ、災害対策本部保健福祉対策部に『災害時要援護者対策チーム』（以下「対策チーム」という。）を設置し、次の業務を行います。

対策チームは、災害時要援護者の援護活動を統括し、災害対策本部の各対策部から、災害時要援護者に関する最新の情報を収集します。

また、必要に応じて災害対策本部の各対策部に応急対応の実施を要請します。

災害時要援護者名簿を災害対策本部、現地対策本部、総務対策部等に提供し、総合的な支援対策や応急対応の検討等において活用を図ります。

町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ連合会、消防団（以下「福祉関係団体」という）等の災害時要援護者を支援する団体を所管する対策部から、これらの団体が実施している活動内容や地域の被害状況に関する情報を収集するとともに、必要に応じて、各対策部を通じて各団体による応急対応の実施等を要請します。

収容避難所が開設された後、収容避難所に配置された保健福祉対策部（救援班）の職員から、地域の被害状況、収容避難所への避難状況、災害時要援護者の安否確認及び避難支援の状況等に関する情報を収集します。

### 2 関係行政機関及び医療機関との連携

人工呼吸器、酸素供給装置等の器具を使用している在宅難病患者等の個人情報、保健所等の関係行政機関が保有しているため、災害時における個人情報の提供及び安否確認の実施について、連携を図る必要があります。

また、これらの災害時要援護者に係る特殊医療行為を行う市内医療機関との連絡・協力体制を構築するとともに、当該医療行為が可能な市外医療機関の把握などについて、検討します。

### 3 ボランティア体制との連携

ボランティア団体を統轄する社会福祉協議会と連携し、災害発生後、災害時要援護者の短期的、さらには中・長期的な避難所生活に対応する各種ボランティアの必要量を推計し、身体介護（食事介助、排泄介助、入浴介助、外出介助など）等の各種ボランティアの育成を図ります。

#### 4 平常時からの緊密な連携

災害発生時は、関係機関等による積極的な情報の共有を図り、効果的な支援活動を実施することが重要になります。また、福祉関係団体による情報伝達手段（伝達網）を平常時から整備することも重要になります。

よって、これらの福祉関係団体や福祉事業者などとのネットワークの構築を図ります。

#### 情報伝達等

##### 1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合、市は次のとおり避難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令します。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達します。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者 避難情報)	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等へ避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

## 2 情報の伝達ルート

災害時における情報の伝達方法は、地域防災計画に定めるとおり、地域等の条件を考慮して、下記のいずれかの方法により行うこととし、災害等の状況から2つ以上の方法を併用する場合があります。

区分	伝達方法
防災同報無線による伝達	(1) 防災同報無線を使用してのサイレン吹鳴による伝達 (2) 水防法に基づく危険信号又は消防法に基づく近火信号等による伝達 (3) 防災同報無線を使用しての広報伝達
広報車等による伝達	(1) 市の広報車、消防広報車、警察の広報車等を使用しての巡回伝達 (2) ラジオ、FMラジオ、テレビ放送による伝達
戸別訪問による伝達	緊急を要する場合、又は他の手段を使用できない場合は、伝達班を編成し戸別訪問による伝達

このほか、市ホームページを活用した伝達や「地域安心・安全情報メール配信サービス」を活用して伝達します。

災害時要援護者への情報伝達は、上記に加え、避難に時間を要する場合があることや視覚障がい者・聴覚障がい者に対応する情報手段などを考慮する必要があります。

このため、福祉関係団体等のネットワークの活用や連携を図り、災害時要援護者や災害時要援護者を支援する人(以下「避難支援者」という。)に対し迅速・確実に情報を伝達する体制を整備するものとします。

## 3 防災情報の周知

市が作成し各世帯に配布している「防災ハンドブック」には、ハザードマップや非常品持ち出しリストなど重要な情報が掲載されているので、その活用を呼びかけます。

また、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するように市出前講座などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に避難支援者などの理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図るものとします。

## 安否確認

### 1 安否確認の方法

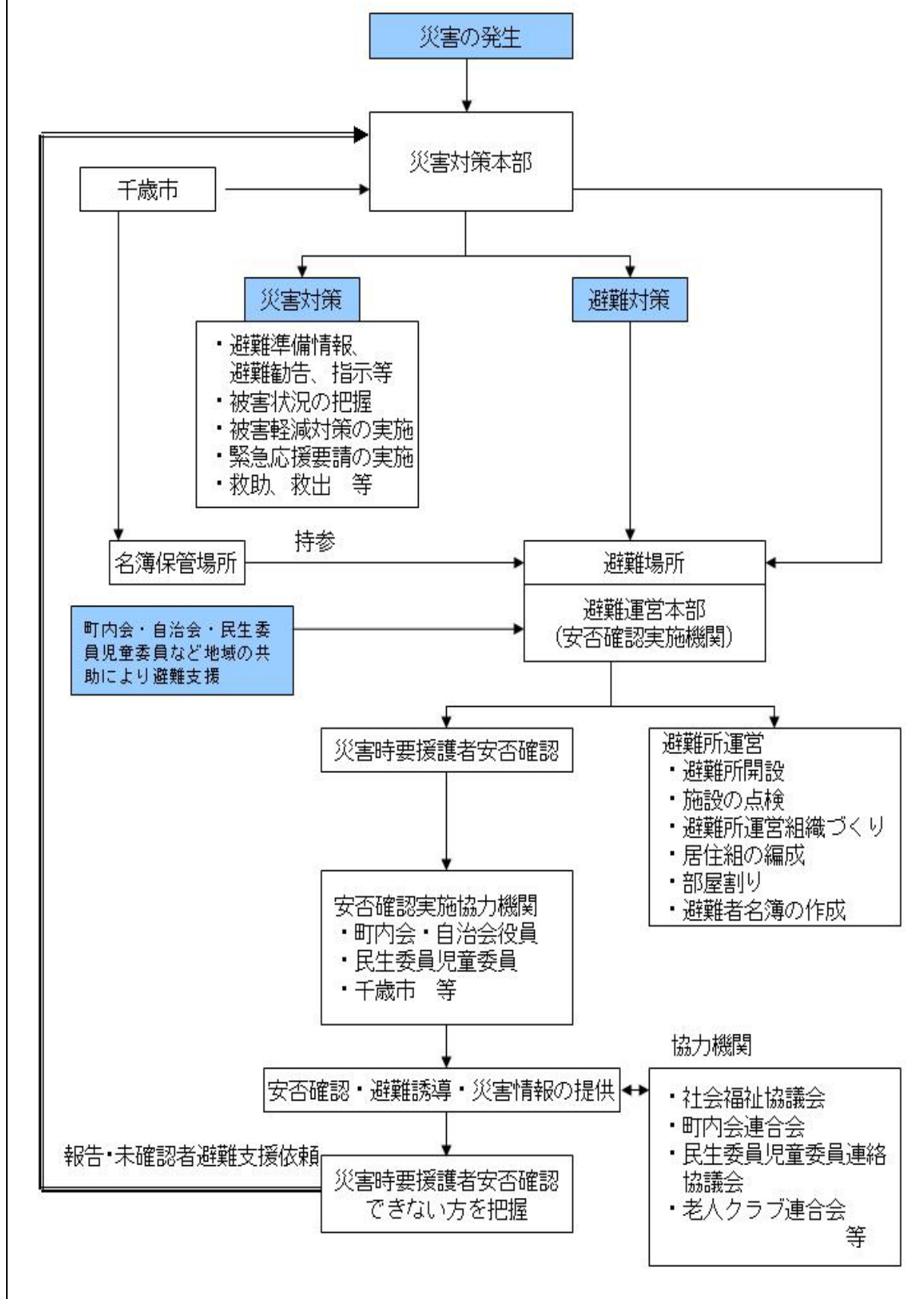
災害時要援護者の安否確認については、「災害時における安否確認等の実施フロー図」にて行い、福祉関係団体等のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、避難所における安否確認体制を整備します。

### 2 収容避難所内における安否情報の対応

収容避難所内においては、避難者でありかつ福祉関係団体や市民などにより安否確認を実施するとともに、避難所運営本部内に設置される避難管理班、情報班と連携を図り、災害時要援護者に係る問い合わせ等に対応します。



災害時における安否確認等の実施フロー図



## 避難誘導及び収容避難所等における支援

### 1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合は、安全な避難誘導が必要になります。

この際、人的支援を必要とする災害時要援護者については、町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員など近隣住民の繋がりによる避難を促すことを基本とします。このため、平常時から、市、福祉関係団体等の役割分担の検討が必要です。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認することも重要です。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊のおそれのある場所など危険な箇所を避け、安全な避難の確保を促します。

### 2 収容避難所等における支援

#### （1）環境整備

収容避難所では、災害時要援護者の避難状況に応じ、スロープの段差解消などについて考慮するとともに、特に体育館等における避難生活が長期化する場合は、プライバシー確保のため間仕切り用のパーテーション設置、暖房機器等の増設など可能な範囲の環境整備を行います。

また、これらの環境整備に必要な設備については備蓄、あるいは関係機関・団体、事業者と事前に協定を締結するなど通常時から対応について検討します。

#### （2）相談受付体制と情報伝達

収容避難所において、災害時要援護者の要望を把握するため、福祉関係団体等の協力を得るとともに、女性や乳幼児のニーズを把握するため女性を配置するなど災害時要援護者からの相談受付体制の整備について、検討します。

また、避難生活が長期化する場合、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻せる取組みが重要になるので、保健師等による健康相談、二次健康被害（エコノミッククラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援についても併せて検討します。

なお、収容避難所における情報提供は被災者にとって大変重要であり、特に視覚障がい者、聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとします。

### 3 福祉避難所の設置

#### (1) 社会福祉施設の活用

臨時的に介護を必要とする災害時要援護者の受入れが可能な社会福祉施設については、福祉避難所の開設、さらには収容避難所にいる災害時要援護者の搬送、受入れ、介護サービスの提供等について、協議・検討します。

#### (2) 福祉避難所の設置

社会福祉施設のみでは、介護等を必要とする災害時要援護者の受入れが困難な場合には、民間の宿泊施設を活用し、社会福祉施設から介護ヘルパー等のスタッフ、さらには社会福祉協議会からはボランティアの派遣を要請して、福祉避難所としての開設を協議・検討します。

### 避難支援プラン（個別計画）作成の進め方

#### 1 作成の推進

災害が発生し、また、そのおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて特に人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるか、あらかじめ定めておく必要があります。

このため、市は福祉関係団体等の協力を得ながら、避難支援プラン(個別計画)(以下「個別計画」という。)の作成を推進します。

#### 2 個別計画の登録

個別計画は、下記の検討を充分に行ったうえで、特に人的支援を必要とする災害時要援護者一人ひとりに関して作成することを基本とします。  
(資料編参照)

##### 手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、平常時から福祉関係団体や避難支援者に個人情報を開示することに同意する方は、申請書に必要な事項を記入して、市に提出します。当該記載事項に変更が生じた場合も同様とします。

なお、町内会・自治会等が、自ら地域において支援が必要な人を把握することが必要と判断した場合、その団体が直接上記を働きかけることができます。この場合も、本人の同意が必要となります。

#### 3 推進体制等

個別計画の作成にあたっては「対策検討会議」や「地域福祉推進懇話会」などの意見を聴き、次のような具体的な検討を充分に行った後、推進するものとします。

< 個別計画を作成するために検討すべき事項 >

- ・ 手上げ方式の詳細な実施方法
- ・ 地域福祉関係団体の連携のあり方
- ・ 要援護者に紹介できる避難支援者の定め方
- ・ 避難支援プランに記載する避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等の定め方（災害時要援護者本人と避難支援者、関係機関・団体での話合いの方法など）
- ・ 作成した個別計画のデータ更新や管理を行うシステムの導入

4 守秘義務の確保

個別計画は、災害時要援護者本人、その家族及び市の必要最小限の関係所管のほか、避難支援者等の災害時要援護者本人が同意した者に配付し、守秘義務を確保する必要があります。

5 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要援護者を対象としており、災害時要援護者の個人情報が多く含まれているので、個人情報の保護に十分に留意する必要があります。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの申し出（申請）があった場合は、常に最新の情報となるように、速やかに更新する必要があります。

6 個別計画の管理

個別計画の内容は、配布先とした者以外が閲覧することのないようにするとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来たさないように留意が必要です。

また、個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で使用する場合には施錠付の保管庫に保管するなど、情報管理に十分な配慮が必要です。

---

---

# 資 料 編

---

---

この資料は、千歳市災害時要援護者支援マニュアルに掲載する「自治体等で作成している避難マニュアル」等の中から、災害時要援護者の援護の参考になるものを抜粋しています。

災害時要援護者は、適切な防災・避難行動が困難となる様々な特徴があり、個人差も大きいものがありますが、留意すべき点を列挙しています。

地域で行われる防災訓練や災害時における応急対応等の参考として、列挙しています。



災害時要援護者の現状

<平成 21 年 11 月 1 日現在>

	対象者	対象事由	対象者数
要 援 護 者	高齢者	75歳以上	3,238人
	重度障がい者	身体障がい者	1,563人
		肢体不自由者	461人
		内部障がい者	599人
		視覚障がい者	90人
		聴覚障がい者	63人
		知的障がい者	160人
		精神障がい者	190人
	要介護認定者	要介護5	43人
		要介護4	88人
		要介護3	127人
要介護2		199人	
要介護1		320人	
要介護認定者計		777人	
要援護者 計		5,578人	
要 支 援 者	妊 婦		653人
	乳幼児		3,754人
	要支援者 計		4,407人
	合計		9,985人

災害時要援護者による事前準備

1 災害をイメージする

- ・災害知識を習得し、様々な災害に対する避難方法などをイメージする。
- ・避難所へ実際に移動してみて、避難経路を確認しておく。
- ・防災訓練等に参加して防災上の問題点等を認識する。

2 住まいを安全にする

- ・家具・電化製品の固定（家具の引出、扉にもストッパーを付ける）、居住空間の工夫（家具・電化製品は、いつも生活している場から離して置く）、収納の工夫（高いところに重い物、危険な物を置かない）、ガラスの飛散防止、消火器の設置など、室内の安全確保対策を行う。
- ・夜間の災害に備え、懐中電灯、携帯ラジオ、SOS発信用の装置（笛など）、携帯電話、靴（暗闇でも置いている場所がわかるように、蛍光テープを貼っておく）などを枕元に置いて、寝るようにする。

### 3 援護を依頼する

- ・外出時や別居している家族との連絡方法を決めておく。また、普段から家族と話し合い、よく出かける外出先、または外出時に災害に遭った時の待ち合わせ場所を決めておく。
- ・日ごろから地域とのふれあいを待つように心がけ、隣り近所や自主防災組織、福祉関係者、ボランティア関係者などに、どのような援護を必要としているかなどを知ってもらい、あらかじめ、複数の特定者に災害時の手助けを依頼しておく。
- ・助けを求めるための笛、緊急通報装置、緊急会話カードなどを準備しておく。

### 4 緊急連絡票等を作成する

- ・持病、アレルギー、服用している薬、かかりつけの医師、緊急連絡先など、知ってもらふ必要のある情報をまとめ、オリジナルの緊急連絡票等を作成して、防災袋等に入れておく。

#### 緊急連絡票の記載事項（例）

氏名、生年月日、住所、電話番号（FAX）、血液型、緊急連絡先、障がいの種類と等級、障害者手帳番号、保険証記号と番号（種類）、かかりつけの医療機関・薬局の連絡先（住所、電話番号）、治療中の疾病・合併症、服薬品の種類と服薬上の注意、補装具及び医療的ケアに必要な物品（メーカー名、商品名、サイズなど）、注意が必要な食品名、治療・介護のスケジュール、介助・介護上の配慮事項など

### 5 非常用持出品や備蓄品を準備する

- ・非常用持出品を防災袋やリュックサック等に入れ、出入口近くなど、避難支援者にわかりやすい場所に置いておく。
- ・飲料水、食料品など3日分程度備蓄しておく。また、必要な医薬品を補給し、飲み方などを書いた手帳を入れておく。
- ・一年に数回は、非常用持出品の中身を確認する。

## 災害発生時において災害時要援護者が行う応急対策

### 1 地震発生時

#### (1) 自宅内での対応

##### 自分自身の安全対策

- ・落下物等から身を守る。動けない場合でもあきらめない。

##### 火・ガスの始末

- ・火を消す。ただし、大きな揺れの場合には、揺れがおさまってから消す。
- ・ガスの元栓を閉める。

##### 火災が発生した場合

- ・大声等で隣り近所に知らせる。
- ・自分で消すことができない場合には、姿勢を低くして、タオルなどを口に当てて煙を避けながら避難する。

##### 屋外への避難の判断



- ・上からガラスが飛び散ったり、落下する物もあるので、あわてて外に飛び出さないで、状況を判断する。

#### すぐに屋外に避難するケース

- ・近隣で火災が発生している場合
- ・建物が傾くなど、倒壊のおそれがある場合
- ・孤立してしまうおそれがある場合
- ・避難勧告、避難指示の避難情報が出た場合

#### 脱出口の確保と避難

- ・落下物や散らばっているガラスなどに十分注意して、脱出口まで移動する。
- ・非常用持出袋を携帯し、落ち着いて避難する。
- ・通路がふさがれている、危険な物が散らばっていて脱出口まで進めない場合には、大声を上げる、または防犯ベル・非常ベルを鳴らす、笛を吹くなどの行動を起こし、周囲の人または避難支援者等に助けを求め、安全な場所で待つ。
- ・1階にいる場合には、窓からの脱出も考える。

#### 火気の使用厳禁

- ・ガス漏れがないかなど、安全が確認できるまでは、火気を使用したり、電気のスイッチを入れない。

#### 非常用持出袋の持参

- ・自分で運ぶことができない場合には、避難支援者に持ってもらう。
- ・倒壊物や落下物などがあって取れない場合や避難支援者がいなくては運ぶことができない場合には、持たずに避難する。

#### 情報の収集と発信

- ・携帯ラジオ等からの正しい情報を入手し、「災害用伝言ダイヤル（171番）」を利用して、自身等の状況を伝える。
- ・安全な場所に避難できたら、家族や緊急連絡先などに知らせる。

#### 避難所への移動

- ・避難支援者がいない場合には、周囲の人に援護を求める。
- ・言葉によるコミュニケーションが困難な場合には、メモ用紙を使って筆記する、または身振りや手振りをを用いる、周囲の人をつかまえるなどして、援護を求めていることを伝える。
- ・混乱状態の人混みに巻き込まれないように注意する。状況によっては、予定していた避難路をこだわらず、安全と思われる経路を選んで避難する。

## (2) 外出中における対応

#### 道を歩いているとき

- ・建物等から離れ、周囲の人に避難所への誘導等を依頼する。

#### デパートなどの建物の中にいるとき

- ・係員の指示や誘導に従う。エレベーターは使わない。煙を吸わないように、体を低くして避難する。

鉄道、バスなどに乗っているとき

- ・手すりや座席等につかまり、乗務員の指示等に従う。

車を運転しているとき

- ・速度を落とし、停車する。カーラジオ等で情報を入手する。避難は原則、徒歩で行う。

けがをした場合

- ・近くの人に助けを求め、医療機関や消防署等の防災関係機関に連絡してもらう。

## 2 火災発生時

消火

- ・自宅等で火が出たら、まず消火する。隣り近所へも知らせ、協力しながら消火にあたり、消防署に連絡する。
- ・消火器を使用する際には、まわりから炎をおおうように消化剤をまく。
- ・水は、火の上から一気にかけるか、火に叩きつけるようにかける。
- ・消火器や水が間に合わない時は、カーテン、毛布、座布団など身近なものを活用して消火する。
- ・消火器などによる初期消火が可能なのは、火災が発生してから3分程度までで、天井に火が移ったら消火をやめて、できるだけ早く避難する。

避難

- ・避難するとき、部屋の窓やドアを閉め、空気の流れを絶つ。
- ・壁などをつたって、身を低くし、煙に巻かれないようにする。
- ・安全な場所に避難できたら、家族や緊急連絡先などに知らせる。

災害時要援護者が行う避難準備及び避難活動（援護事由別）

### 1 高齢者

#### （1）避難行動等の特徴

- ・すばやい避難行動が困難な場合が多い。

#### （2）事前対策

- ・隣り近所の人や避難支援者に援護を依頼しておく。
- ・医療機関で受診している者は、医療機関との連絡体制を確保しておく。

#### （3）応急対策

- ・緊急通報装置やブザー、笛などで助けを求める。
- ・動ける人は落ち着いて、座る、這うなど重心を低くしてテーブルなどの下で身を伏せ、落下物から身体を守る。

### 2 要介護者、身体的な機能が低下した高齢者（寝たきり高齢者など）

#### （1）避難行動等の特徴

- ・体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。ただし、寝たきり高齢者等の場合、生命の危険情報を発信することができない、さらには自力で危険を判断して行動することができない。

- ・地域とのつながりが希薄になっている場合がある。

## (2) 事前対策

- ・寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所（入口の近く）とする。
- ・隣り近所の人や避難支援者に援護を依頼しておく。
- ・車イスを使用する場合は、事前に避難所まで移動し、倒れるおそれのある電柱や建物を避けた経路を設定する。
- ・狭い道やブロック塀がある道は、障害物で道がふさがれることがあるため、広い道を利用する避難経路を設定する。
- ・設定した経路がわかる地図を作成し、玄関などの目に付くところに貼るとともに、非常用持出袋の中にも入れておく。
- ・非常用持出品（紙オムツ、携帯トイレ、ビニールシート（おむつの交換や食事のときに使用）、幅広いひも、常備薬リスト等）を用意しておく。また、食事や排泄の時に衣服を汚すことの多い人は、着替え（1、2着）を用意しておく。
- ・経管栄養を摂取している人の場合には、かかりつけの医師と相談の上、注入物を5～7日分程度を備えておく。また、医師などと相談して、緊急時の取扱い手順を緊急連絡票に書き込んでおく。

### 緊急連絡票への記入例

- ・1回当たりの量、時間、介護の方法（姿勢）、注入物の名前（製品名）、必要な器具、器具の取扱い、医療関係者との確認が必要な事項（チューブの交換）など
- ・入れ歯や老眼鏡などは、日ごろから身の回りに置いておく。
- ・言葉によるコミュニケーションが困難な人は、メモ用紙と筆記用具を非常用持出袋の中に入れておく。

## (3) 応急対策

- ・緊急通報装置やブザー、笛などで助けを求める。夜間時には懐中電灯を点灯し、周囲の人に居場所を知らせる。
- ・動ける人は落ち着いて、座る、這うなど重心を低くしてテーブルなどの下で身を伏せ、落下物から身体を守る。

## 3 視覚障がい者

### (1) 避難行動等の特徴

- ・視覚による異常・危険の察知が不可能、または瞬時に察知することが困難な場合が多い。
- ・災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独ではすばやい避難行動ができない。

### (2) 事前対策

- ・軍手、運動靴、折りたたみ式の白杖（ふだん白杖を使っている人）を枕元に置いておく。
- ・非常用持出袋等の配置を常に一定にしておく。
- ・避難経路（コース）の安全を確認しておく。

- ・眼鏡、時計（音声、触知式等）、緊急時の連絡先の点字メモ、メモ用録音機、携帯ラジオ（カード式等）、常備薬等を非常用持出袋の中などに入れておく。
- ・介助者不在時を想定し、隣り近所の人などに援護を依頼しておく。

### （３）応急対策

- ・地震が起きたら、頭をかばい、落下物から身を守る。
- ・家屋内でも靴等を履き、白杖を使用して安全を確認する。
- ・一人の場合は、大声で視覚障がいであることを告げ、周囲の人に状況を聞き、隣り近所の人や避難支援者と一緒に避難する。
- ・誘導を受ける場合は、肘や肩などにつかまらせてもらい、ゆっくりと歩いてもらうようお願いする。

## 4 聴覚障がい者・言語障がい者

### （１）避難行動等の特徴

- ・音声による避難・誘導の指示が困難である。
- ・視界外の危険の察知が困難である。
- ・自分の身体状況等を声で知らせることが難しい。

### （２）事前対策

- ・補聴器、携帯電話・PHSなど文字情報が得られる携帯端末（振動モード）は、常に手元に置いておく。
- ・FAX緊急通報が受けられる場合には、ファクシミリを設置しておく。
- ・介助者の不在時や夜間の睡眠中の情報伝達をどうするかについて、家族や隣り近所の人、避難支援者とあらかじめ決めておく。
- ・予備の補聴器やバッテリー・電池、筆談用具等を非常用持出袋の中に入れ、すぐに持ち出せる場所に置いておく。
- ・災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく。また、ことばによるコミュニケーションが困難な人は、メモ用紙と筆記用具を非常用持出品の中に入れておく。

### （３）応急対策

- ・テレビ、文字放送、携帯電話メール、隣り近所の人からの情報を得るようにする。
- ・外出の場合は、緊急会話カードや筆談などで情報を伝え、また教えてもらう。
- ・地震の場合には、あわてて外へ飛び出さず、テーブルなどの下に身を伏せ、落下物から身体を守る。
- ・動けなくなった場合は、笛やブザー等で居場所を知らせ、助けを求める。
- ・揺れがおさまったら、近くの人に緊急会話カード等で聴覚障がい者、言語障がい者であることを伝え、必要な援護を依頼し、避難誘導してもらう。
- ・避難の呼びかけがあったときは、隣り近所の人や避難支援者と一緒に避難する。

## 5 肢体不自由者

### （１）避難行動等の特徴

- ・自力歩行やすばやい避難行動が困難な場合が多い。

### （２）事前対策

## 共通

- ・寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所（入口の近く）とする。
- ・介助者不在時の災害発生を想定し、隣り近所の人や避難支援者に援護を依頼しておく。
- ・歩行補助具は安全な場所に置き、暗闇でも分かるようにしておく。
- ・避難に備え、幅広いひも、車イス、担架、毛布などを用意しておく。
- ・車イスを使用する場合、事前に避難所まで移動し、倒れるおそれのある電柱や建物を避けた経路を設定する。
- ・狭い道やブロック塀がある道は、障害物で道が塞がれることがあるため、広い道を利用する避難経路を設定する。
- ・設定した経路がわかるような地図を作成し、玄関などの目に付くところに貼るとともに、非常持出品の中にも入れておく。
- ・非常用持出品（紙オムツ、携帯トイレ、ビニールシート（おむつの交換や食事のときに使用）、幅広いひも、常備薬リスト等）を用意しておく。また、食事や排泄の時に衣服を汚すことの多い人は、着替え（1、2着）を用意しておく。
- ・経管栄養を摂取している人の場合には、かかりつけの医師と相談の上、注入物を5～7日分程度を備えておく。また、医師などと相談して、緊急時の取扱い手順を緊急連絡票に書き込んでおく。

### 緊急連絡票への記入例

1回当たりの量、時間、介護の方法（姿勢）、注入物の名前（製品名）、必要な器具、器具の取扱い、医療関係者との確認が必要な事項（チューブの交換など）

## 車イス使用者

- ・室内は車イスの通れる幅を常に確保しておく。
- ・車イスが使えない場合の代替用具（杖など）を用意しておく。
- ・車イスのタイヤの空気圧を定期的に確認しておく。
- ・車イス使用時にも、着用できるカップ等を用意しておく。

## 電動車イス使用者

- ・電動車イスのバッテリーは充電し、室温で保管する。
- ・補液タイプのバッテリーは、定期的に液量を確認しておく。

## （3）応急対策

- ・緊急通報装置やブザー、笛などで助けを求める。
- ・動ける人は落ち着いて、座る、這うなど姿勢を低くし、近くにつかまるものがある場合には、しっかりつかまって、テーブルなどの下に身を伏せ、落下物から身体を守る。
- ・車椅子に乗っているときは、安全な場所でブレーキをかける。
- ・地震が発生した後は道路上に障害物が増え、車イスによる通行も困難になるので、隣り近所の人、避難支援者に援護を頼む。

## 6 内部障がい者

### (1) 避難行動等の特徴

- ・自力歩行やすばやい避難行動が困難な場合が多い。
- ・人工透析などの医療措置や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、薬、ケア用品を携帯する必要がある。

### (2) 事前対策

#### 共通

- ・薬やケア用品、服用している薬の処方箋や投薬の説明文（写し）を非常用持出袋の中に入れておく。
- ・必要な装具など、医療的ケアが必要な場合には、かかりつけの医師と相談の上、ケア用品を5～7日分を用意しておく。
- ・薬や治療食の備えについて、かかりつけ医等に相談の上、うがい薬、解熱剤、抗生物質などを用意しておく。
- ・緊急連絡票等にも、治療方法や介助方法を、わかりやすく記入しておく。
- ・医療装置は倒れないように固定する、出入口の近くに置かない、チューブが物でふさがれないように注意する。
- ・車イス、ストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具と避難支援者を確保しておく。
- ・外見では分からない障がいを持っていることを知らせる。
- ・医療機関との連絡体制を確保しておく。

#### じん臓の障がい

- ・透析ができない場合、医療機関等と対策を話し合う。
- ・自分のダイアライザー（人工透析器）の透析条件を緊急連絡票等に記入し、非常用持出袋に入れておく。
- ・災害時に備え、食事と水分を上手にコントロールしておく。
- ・イオン交換樹脂、カリウム対策のためのカリメイト等の予備を持っておく。
- ・自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）用バッテリーの予備を非常用持出品と同じ場所に置いておく。
- ・腹膜透析をしている人は、供給業者と話し合っ、最低5～7日分の透析液を用意しておく。

#### 呼吸器、循環器の障がい

- ・救急対応について、家族や医療機関、酸素供給業者等と話し合っておく。
- ・在宅酸素療法の者は、かかりつけ医等に酸素の必要度などを確認しておく。
- ・酸素吸入用カニューレ1本を予備に用意しておく。
- ・酸素濃縮器や液体酸素ボンベは、火気から離れた場所に保管する。
- ・人工呼吸器を装着している人は、アンビューバック（蘇生器の一つ）、バッテリー、手動式吸引機などを用意しておく。
- ・人工呼吸器の予備回路と補修のための布製のガムテープを用意する。また、外部バッテリーが作動できる状態にしておく。
- ・携帯用酸素ボトルを非常用持出袋の中に入れておく。

- ・ ネブライザー使用者は、バッテリーの予備を非常用持出袋の中に入れておく。

#### ぼうこう又は直腸の障がい

- ・ ストマ装具（10日分程度）、洗腸セット（水、ぬれティッシュ、輪ゴムなど）、ストマケア用品（皮膚保護剤、絆創膏、ガーゼ、ウエットティッシュ、ビニール袋、消臭剤など）を一式一回分ずつセットにして、5～7日分を非常用持出袋へ入れておく。
- ・ ぼうこうストマを装着している人は採尿袋、脚用採尿器、自己導尿をしている人は導尿用品、直腸ストマを装着している人は下部開放型の袋を5～7日分用意しておく。
- ・ ストマ装具のメーカーや販売店の連絡先等を緊急連絡票等に記入し、非常用持出袋の中に入れておく。

#### 小腸の障がい

- ・ 経管栄養を摂取している人は、必要な機材や用品を使いやすいように1回分ずつセットし、5～7日分を用意しておく。
- ・ 収容避難所では限られた食品しか用意できないことが予想されるため、経口摂取をしている人は食べやすい食料品のほかに、かかりつけの医師と相談の上、栄養剤を用意しておく。

### (3) 応急対策

- ・ あわてて無理な行動をとると病状悪化のおそれがあるため、地震の際には揺れがおさまった後、安全な場所に移動し援護を持つ。
- ・ 避難勧告などが出された場合、できるだけ早く医療機関に連絡し、対処方法の指示を受ける。
- ・ 在宅酸素療法をしている人は、酸素吸入をいったん止め、火災の危険性がないことを確認する。発生している場合は、酸素吸入を止めて安全な場所へ移動する。
- ・ じん臓の障がい者は、食事と水分を上手にコントロールする。
- ・ 内部に障がいのある人は、外見からは分かりにくいいため、周囲の人や隣り近所の人に早めに身体の状況や生活上の注意事項を伝えておく。

## 7 知的障がい者

### (1) 避難行動等の特徴

- ・ 自分で危険を判断し行動することが困難な場合がある。
- ・ 急激な環境の変化により、精神的な動揺がみられる場合がある。

### (2) 事前対策（本人ができない場合は、家族及び周囲の人の援護が特に必要）

- ・ 服用している薬の処方箋や投薬の説明文（写し）、飲み方を書いたものを非常用持出袋の中に入れておく。
- ・ 独自の方法で飲んでいる場合は、緊急連絡票等に記入しておく。
- ・ 好き嫌いがある場合には、食べられる物を用意しておく。
- ・ 緊急連絡票等を身につけたり、身元・連絡先が分かる名札等を衣服に縫いつけておく。
- ・ 家族や避難支援者は、日ごろから災害について分かりやすく、繰り返し説明したり、避難所実際にいき、場所を憶えてもらうようにする。

### (3) 応急対策（本人ができない場合は、家族及び周囲の人の援護が特に必要）

- ・ 地震が発生した際には、身近にある本や座布団などで（何もなければ両手で）頭を守

り、近くのテーブルや机の下に隠れる。

- ・動けなくなった場合には、ブザーや笛、声、あるいは物をたたいて知らせ、助けを求める。
- ・落ちてきた物やガラスの破片が飛び散っているので、靴をはく。
- ・家族や隣り近所の人または避難支援者と一緒に避難する。

## 8 精神障がい者

### (1) 避難行動等の特徴

- ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。
- ・普段から服用している薬の携帯が必要となる。

### (2) 事前対策（本人ができない場合は、家族及び周囲の人の援護が特に必要）

- ・服用している薬の処方箋や投薬の説明文（写し）を非常用持出袋の中に入れておく。
- ・服用薬以外の追加薬などについて、かかりつけの医師と相談して用意しておく。
- ・家族も、医療機関からの指示や緊急時の対処方法等をよく理解しておく。
- ・対人関係で配慮が必要なことや特筆すべき事項等を緊急連絡票等に記載しておく。
- ・日頃通っている施設等に、災害時の避難所や緊急連絡方法を伝えておく。
- ・医療機関との連絡体制を確保しておく。

### (3) 応急対策（本人ができない場合は、家族及び周囲の人の援護が特に必要）

- ・混乱して自分で決められないときは、隣り近所の人や避難支援者に誘導を頼み、避難する。
- ・避難所でのストレスなどで、調子をくずすことがあるので、常時服用している薬は、忘れずに飲む。
- ・落ちこみやイライラ、不安、幻覚、妄想などが出たり、眠れないときは、早めに相談して、必要な手当てを受ける。

## 9 妊産婦

### (1) 避難行動等の特徴

- ・行動機能が低下しているが、自分で判断し、行動することができる。

### (2) 事前対策

- ・妊娠経過等の把握と身元証明のために、母子健康手帳、保険証、診察券はいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておく。
- ・妊娠後期（28週以降）には急な分娩等に備えて、出産準備品を用意しておく。
- ・妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病などで、食事制限が必要な人は、食べられる物を最低3日分準備しておく。

### (3) 応急対策

- ・助けが必要な場合には、大声を出す、または周囲の人を呼び止めて、援護を求める。

## 10 乳幼児

### (1) 避難行動等の特徴



- ・危険を判断し、行動する能力がない。
- ・保護者等が付き添っている可能性が非常に高い。

## (2) 事前対策

- ・保護者の災害対応能力を高める。
- ・子どもの成長状態や予防接種歴、病歴の把握と身元証明のために、母子健康手帳、保険証、診察券はいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておく。
- ・ミルクを飲む乳幼児の場合は、母乳で育てていても、被災のショックで一時的に母乳が止まることがあるので、粉ミルク数回分とほ乳びん、消毒剤をいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておく。
- ・離乳食やおやつ、飲み物など、子どもの栄養補給に必要なものを少量でも持ち歩く。
- ・アレルギーや持病を持っている場合には、普段から、かかりつけの医師と薬や食べ物、ケアについて、話し合っておく。

## (3) 応急対策

- ・保護者が助けを必要とする場合には、大声を出す、または周囲の人を呼び止めて、援護を求める。

### 避難支援者等による事前準備及び応急対応

#### 1 事前準備及び注意事項

- (1) 要援護者は、避難支援者がいなければ地域の防災訓練に参加しにくいので、避難支援者の協力が必要である。
- (2) 要援護者と事前に避難所まで行ってみる。
- (3) 要援護者と災害時の指示の伝達方法を決めておく。
- (4) 迅速かつ円滑な避難行動を可能にするため、幅広いひも、車イス、担架、毛布など用意しておく。

#### 2 応急対応

- (1) 自力歩行が可能な場合には、避難所の位置を伝え、自力で移動してもらう。
- (2) 自力歩行は可能であるが、自力で避難所に移動することが困難であると思われる者は、同じ状態の要援護者を集めて誘導する。
- (3) 自力歩行が不可能な者は手を引く、抱えて運ぶなど、マンツーマンで移動する。また、担架等を使用する場合には、地域住民の助けを得て、4～6名程度で運ぶ。
- (4) 誘導の際には、避難支援者の肩やひじをつかませ、段差や階段がある場合には、その都度、教える。

#### 3 人員の確保

##### (1) 誘導班

- ・避難支援者を各交差点等の目立つ場所に配置し、要援護者をまとめて、避難所へ移動させる。
- ・一時避難所にも避難支援者を配置し、要援護者をまとめて、収容避難所へ移動させる。
- ・避難支援者の人員が不足する場合には、地域住民の協力を得る。

## (2) 安否確認班

- ・グループで活動し、要援護者に避難所への移動を伝える。
- ・移動の際、介助が必要な者には手を引くなどの方法で、誘導班のいる場所まで誘導する。
- ・担架等を使用して搬送する必要がある者については、地域住民の協力を得ながら、収容避難所まで運ぶ。
- ・建物の中に閉じ込められている、倒壊した建物や家具の下敷きなどにより、救出を必要とする者を発見した場合には、地域住民の協力を得ながら、救出班を組織する。
- ・その他、人員が不足する場合には、地域住民の協力を得る。

## (3) 救出班

- ・救出活動において、機械の使用や特殊な技能を要する場合には、関係機関に連絡し、指示・協力を得る。

### 避難支援者等による避難支援方法（援護事由別）

#### 1 要介護者への対応

- ・家族は、非難のための出入口を確保し、非常用持出袋を持って一緒に避難したり、隣り近所の人の手助けを依頼する。

#### 2 視覚障がい者への対応

- ・白杖等を確保するとともに、地域住民の協力も得ながら、避難所に避難する。

#### 3 聴覚障がい者・言語障がい者への対応

- ・筆談や手話によって、避難所の位置を伝えることになるため、筆記用具等を持参する。

#### 4 内部障がい者への対応

- ・常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベ等が必要）を持ち出す。
- ・自力歩行が困難な者には車いす、ストレッチャー、担架、リヤカー等を使用し、運ぶ。ただし、いずれの用具もない場合には、毛布や服などを利用する。

#### 5 知的障がい者への対応

- ・わかりやすい言葉で、避難所の位置を伝える。理解できないときには、地域住民の協力も得ながら、手を引くなどして誘導する。
- ・興奮状態のときは、抱えて移動することも想定される。

#### 6 精神障がい者への対応

- ・避難所の位置を伝えるとともに、地域住民の協力を得ながら、必要に応じて誘導する。

避難支援プラン・個別計画記載例

(「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」から抜粋)

図3 避難支援プラン・個別計画記載例 (表)

平成 年 月 日

〇〇市長殿

情報共有についての同意

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治 区名		民生 委員		TEL FAX	
災害時要援護者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他( )>					
住所				TEL FAX	
氏名	(男・女)			生年 月日	
緊急時の家族等の連絡先					
氏名			続柄( )	住所	
氏名			続柄( )	住所	TEL
家族構成・同居状況等			居住建物の 構造	木造二階建て、昭和〇年着工。	
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女 はいずれも結婚して県外に居住・・・。			普段いる部屋	木造、鉄骨 造、耐火造、 着工時期等	
特記事項			居室の位置		
要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話 通訳が必要					
緊急通報システム (あり・なし)				肢体不自由の状況、認知 症の有無、必要な支 援内容等。特段の必要 がなければ、プライバ シーに配慮し、病名等を 記入する必要はない。	
避難支援者					
氏名			続柄( )	住所	
氏名			続柄( )	住所	

(裏)

避難勧告等の伝達者・問合せ先 〇〇××さん(自治会副会長)。なお、〇〇介護センターからも伝達予定。 ※ 聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要	
その他 担当している介護保険事業者名、連絡先等	避難所、注意事項 等を記載し、利便性 を高める
避難所	避難所 (集会所)
避難支援者宅	豪雨時等はマン ホールに注意
避難支援者宅	冠水に注意
避難所の要援護者班:〇〇さん、△△さん、□□さん 福祉避難室:1階和室	

会議経過等

年月日	会議名	検討内容
平成 19 年 3 月 29 日 13:30 ~ 14 : 50	千歳市地域福祉推進懇話会	議題：「災害時要援護者名簿」等の検討 <出席者> 千歳市社会福祉協議会 会長、常務理事 千歳市町内会連合会 会長(座長)、事務局員 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 理事、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成 19 年 9 月 26 日 10 : 00 ~ 11 : 55	災害時要援護者名簿作成会議	議題：「災害時要援護者名簿」等の検討
平成 19 年 11 月 14 日 13 : 27 ~ 16 : 02	災害時要援護者名簿作成会議	議題：「災害時要援護者名簿」の対象範囲等の検討
平成 19 年 11 月 22 日 13 : 26 ~ 14 : 50	千歳市地域福祉推進懇話会	議題：「災害時要援護者名簿」の対象範囲等の検討 <出席者> 千歳市社会福祉協議会 会長、常務理事 千歳市町内会連合会 会長(座長)、事務局員 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成 20 年 5 月 9 日 13 : 29 ~ 16 : 18	災害時要援護者名簿作成会議	議題：災害時要援護者の対象拡大及び外部提供
平成 20 年 6 月 26 日 14 : 00 ~ 15 : 20	千歳市地域福祉推進懇話会	議題：災害時要援護者名簿及び対象範囲 <出席者> 千歳市社会福祉協議会 会長(座長)、常務理事 千歳市町内会連合会 副会長 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成 21 年 1 月 20 日 10 : 00 ~ 11 : 35	災害時要援護者支援対策検討会議部会	議題：「災害時要援護者避難支援マニュアル」の検討
平成 21 年 2 月 10 日 9:00 ~ 9:40	市政策会議	議題：「災害時要援護者避難支援マニュアル」の検討
平成 21 年 2 月 23 日 10:00 ~ 11 : 15	千歳市地域福祉推進懇話会	議題：「災害時要援護者避難支援マニュアル」の検討 <出席者> 千歳市社会福祉協議会 会長(座長)、常務理事 千歳市町内会連合会 会長、総務部会長 千歳市老人クラブ連合会 会長

		千歳市民政児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成 21 年 3 月 26 日 10:00 ~ 10:55	災害時要援護者支援対策 検討会議	議題：「災害時要援護者避難支援マニュアル」の検討
平成 21 年 11 月 10 日 15:00 ~ 16:15	災害時要援護者支援対策 検討会議部会	議題：「災害時要援護者避難支援プラン」の骨子等について
平成 21 年 12 月 11 日 11:00 ~ 11:30	災害時要援護者支援対策 検討会議	議題：「災害時要援護者避難支援プラン」の骨子等について
平成 21 年 12 月 16 日 9:50 ~ 10:30	千歳市地域福祉推進懇話 会	議題：「災害時要援護者避難支援プラン」の骨子等について <出席者> 千歳市社会福祉協議会 会長(座長)、常務理事 千歳市町内会連合会 会長、総務部会会長 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成 22 年 2 月 5 日 10:00 ~ 11:30	災害時要援護者支援対策 検討会議部会	議題：「災害時要援護者避難支援プラン(素案)」の検討に ついて
平成 22 年 2 月 16 日 13:30 ~ 14:15	災害時要援護者支援対策 検討会議	議題：「災害時要援護者避難支援プラン(素案)」の検討に ついて
平成 22 年 2 月 24 日 9:55 ~ 11:00	千歳市地域福祉推進懇話 会	議題：「災害時要援護者避難支援プラン(素案)」の検討に ついて <出席者> 千歳市社会福祉協議会 会長、常務理事 千歳市町内会連合会 会長、総務部会会長 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成 22 年 3 月 10 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日	千歳市防災会議	災害時要援護者避難支援プラン(素案)に対する意見募集

災害時要援護者名簿作成会議は、千歳市災害時要援護者支援対策検討会議が設置される以前の会議で、構成主体は同様

## 千歳市地域福祉推進懇話会設置要領

### (設置)

第1条 各種の地域福祉活動に取り組んでいる、社会福祉法人千歳市社会福祉協議会、千歳市町内会連合会、千歳市民生委員児童委員連絡協議会、千歳市老人クラブ連合会及び千歳市が連携・協力し、協働により地域の実情に即した活動を行うとともに、地域福祉のネットワークづくりを推進するため、千歳市地域福祉推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域における課題の発見とその解決に向けたネットワークを構築すること。
- (2) 平常時における要援護者の把握と支援体制に関すること。
- (3) 自主防災組織の設置促進に関すること。
- (4) 災害時要援護者の把握と支援体制に関すること。
- (5) その他地域福祉の推進に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は、当該各団体から選出された代表者1名及び各団体の事務局をもって組織する。

2 懇話会に座長及び副座長を置く。

3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第4条 会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

### (関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成18年12月27日から施行する。

## 千歳市災害時要援護者支援対策検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 災害時及び平常時における災害時要援護者対策の推進に関し必要な事項の検討等を行うため、千歳市災害時要援護者支援対策検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害時要援護者名簿の作成に関すること。
- (2) 災害時要援護者支援対策マニュアルの策定に関すること。
- (3) その他災害時及び平常時における災害時要援護者の把握及び支援に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、総務部次長、保健福祉部次長、消防本部次長、総務部参事、総務部総務課長、総務部危機管理課長、保健福祉部福祉課長、消防本部総務課長及び消防本部警防課長をもって組織する。

### (座長及び副座長)

第4条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は保健福祉部次長を、副座長は総務部次長をもって充てる。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 具体的な検討作業及び連絡調整を行うため、検討会議に部会を置く。

- 2 部会は、総務部総務課長、総務部危機管理課長、保健福祉部福祉課長、消防本部総務課長、消防本部警防課長その他会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、保健福祉部福祉課長をもって充てる。
- 4 部会長は、個別の事案を検討するため、必要に応じて各事案に係る課長を出席させ、意見聴取、作業依頼等を行うことができる。

### (庶務)

第7条 検討会議の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

# 千歳市災害時要援護者避難支援プラン

## (全体計画 素案)

平成22年

発行 千歳市災害時要援護者支援対策検討会議

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

0123-24-3131(内402)

事務局 千歳市保健福祉部福祉課